

不服申立書

代理人

横浜教区 南三原聖ルカ教会 司祭 ヨハネ 鎌田雄輝
大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡利幸

2009年11月16日付で懲戒申立が棄却された下記審判について、全部不服であることから、不服申立をします。

2009年11月28日

日本聖公会管区審判廷御中

記

[原審判（主文）の表示]

日本聖公会京都教区審判廷2008年第四号申立

申立人 横浜教区 南三原聖ルカ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝

申立人 東京教区 千住基督教会 司祭 イマニュエル 木下 量熙

申立人 大阪教区 大阪聖ヨハネ教会 コンスタンチヌス 村岡 利幸

被申立人 京都教区 奈良基督教会 信徒 トマス 佐藤 公一

弁護士 京都教区 司祭 イザヤ 浦地 洪一

（主文）

- 1、本件申立を棄却します。
- 2、本件申立に要した費用は、申立人および被申立人が既に各自支出した費用については、それぞれの負担とします。本審判廷の事務諸経費1,4931円については、申立人の負担とします。

以上、原審判の表示。

[不服申立の趣旨]

- 1、原審判の判断の取り消しを求める。
- 2、再審理を管区審判廷に求める。
- 3、原審判の事実認定が欠落しているため、管区審判廷に事実認定を求める。

[不服申立の理由]

- 1、被申立人が原田文雄司祭の児童虐待を認識していた事実について、原審判に判断の誤りがある。

- a 原田文雄司祭による謝罪手紙の証拠能力について、審判廷自らの判断をしていない。
謝罪手紙2通は、非常に重要な唯一の客観的証拠であり、審判廷はこの証拠に関する証拠能力の判断を自ら行なわねばならないが、原審判は独自の判断を放棄している。
- b 原審判では、謝罪手紙が奈良地方裁判所に提出されていたにも関わらず、加害行為の事実認定をしなかったことを理由に、被申立人にとって、原田文雄の虐待行為は明白ではないと判断した。しかし、これは次の点で誤りである。
まず、奈良地方裁判所は、謝罪手紙の証拠能力について、一切判断していない。
奈良地方裁判所は、謝罪手紙の証拠能力を否定したのではなく、判断保留としたのである。
- c 奈良地方裁判所は、謝罪手紙は十分な証拠能力があると考えたが、原田文雄司祭がキリスト教の教義を知らねば内容を理解できないと主張したので、証拠能力の判断を保留した。原田文雄司祭は、謝罪手紙の意味するところについて、裁判で以下のように説明している。
- ①謝罪手紙は子どもへのわいせつ行為を謝罪したものではないが、謝罪したのは事実である。
 - ②わいせつ行為を行なったかのように読める箇所は、虐待被害者の妄想世界に対応するための、キリスト教の牧会カウンセリングのためのものである。
 - ③牧師は信者の悩みを聞くとき、相手が何と言おうと、まず相手の主張を認めるのが教義である。自分は被害者の妄想世界のことを全部認めて受け入れた。それが牧会カウンセリングである。
 - ④謝罪手紙の内容の謝罪部分は事実であり、わいせつ行為を認めた部分は事実ではない。

以上のように説明した。

一方、奈良地方裁判所の審理において、裁判官はこの説明が不可解なものとして、被申立人に回答するように促している。

「要するに、誤解を解くような趣旨の手紙を書かずに、一般人が読めば認めておられると誤解してもやむを得ないような記載をしておられる理由は何ですかと、もう極めて明確な質問だと思いますけど、どうですか。教えてください。」

この問いに対して、原田文雄司祭は以下のように答えている。

「だから、誤解というものが、原告本人がどのように私からされたということがわかっていて、あるいは何らかの方法で私に伝えられていたら、それは誤解です。それは誤解なんですよ。それが無いから、これ、正解も誤解もないわけですよ。私の中での、家内のその行状を見た推察、あるいは原告の今までの、小さいころからを見てきて、とても失礼なんだけど、少し家内からの言葉を受けて、精神的な疾患の中で、ある妄想を抱いているのではないかというような思いの中で書いた手紙なんです。だから、誤解と言った限りには、正解が片方であるはずだと私は思っております。それで、それが出てくれば、それに対する、それを解くような内容の手紙になっておるのではないかというふうに私は考えますが」

以上のように、原田文雄司祭のこの奇妙な論理はキリスト教の特殊な世界でのみ理解でき、通用する、そのように主張されたので、奈良地方裁判所は、証拠能力に関する判断を保留したのである。

奈良地方裁判所は、謝罪手紙の証拠能力を十分理解し、原田文雄司祭の弁明に疑問を投げかけながらも、判断を保留しただけである。謝罪手紙が奈良地方裁判所に提出されたにも関わらず、原田文雄司祭の加害が否定された判決が出されたのは、謝罪手紙の証拠能力の不足によるものではない。

申立人は、謝罪手紙の証拠能力は、聖公会の信徒から見ても十分なものであると主張する。

むしろ謝罪手紙に関する原田文雄司祭の奇妙な弁明のゆえにこそ、被申立人にとって原田文雄司祭の加害行為は明白であったことを主張する。

- d 謝罪手紙に関する原田文雄司祭の主張は、聖公会で一般的に受け入れられる説明ではないから、被申立人が信徒として受け入れることは不可能である。むしろ被申立人は事実を誤魔化するために原田文雄の奇妙な主張に同意したと見るのが自然である。

奈良地方裁判所が謝罪手紙の証拠能力を認定できなかった理由は、「牧会カウンセリング」の内容が理解できなかったところにある。被申立人は原田文雄司祭の奇妙な主張方法に同意をし、奇妙な論理にキリスト教の衣を着せて裁判官を欺いた。

平成15年3月22日 原田文雄側 上申書

趣旨：「牧会カウンセリング」は一般的なカウンセリングとは手法が異なる。

- e 大阪高等裁判所への控訴審では、被害者側は謝罪手紙の常識的な読み方を主張している。

奈良地方裁判所が謝罪手紙に対する判断を回避したのは重大な問題であったので改めて証拠能力の判断を求めたが、被害者側の主張における性被害の「気づき」の時期の矛盾も多数存在したので、他には年表の修正を行なうだけで控訴審は勝訴している。

謝罪手紙に関する原田文雄司祭の弁明はキリスト教の聖職者の主張としても異常であることを主張し、この主張は受け入れられた。謝罪手紙を普通に読めば、聖公会聖職であろうと、信徒であろうと、また、一般の未信徒であろうと、子どもに対するわいせつ行為を認めて謝罪したようにしか読めない。

- f 申立人らの提出した他の証拠は、被申立人の行動を説明するため補完するものに過ぎない。

審判廷は、原田文雄司祭の謝罪手紙2通と、土下座の行為、および常置委員会での自白を中心に事実関係の判断を行なうべきである。特に、審判廷が謝罪手紙に関しての証拠能力を独自に判断しなかったのは、極めて不当である。

2、被申立人が被害者である原告Aさんを誹謗中傷していたことの実態および道徳的判断に誤りがある。

- a 「想像であるか、捏造であるか、作者の意図はわからないが」

これは被害者に対し、作り事で原田文雄司祭を訴えていると言っているのである。

原田文雄は罪を認めたくないのであれば、何も言わず、ただ沈黙すべきであった。

しかし、何もしていないと口を開くなら、それは相手を嘘つきだと言っているのである。我々日本の国民は、黙秘権は認められているが、嘘をつく権利はない。

旧約聖書にも、裁判では真実を述べねばならないことが定められている。出エジプト記 23:1

さて、捏造であるという主張は間違いなく被害者の中傷であると主張する。

この路線で裁判全体が論理構成されており、最高裁に向けて、被害者の想像・捏造とする主張は悪意の度を増している。

b 平成17年1月17日付け 被控訴人準備書面（1）

「これはむしろ控訴人の性的夢想（自慰行為が性癖となっている控訴人のあこがれの人である被控訴人との性行為を夢想して書いたもの）と考えるとすべて辻褃が合うのである。一切現実に起こった行為ではないのである」

この主張はかなり酷い中傷に当たるので、道徳的判断を下さねばならないが、原審判は判断を回避した。

原審判では、

①医師の診断書等の裏付けがないにも関わらず、

②誹謗中傷した

という2点の事実が同時に成立していないことをもって、道徳的判断を避け、申立人の主張を退けた。

まず、申立人らは、上記2点の事実が同時に成立しなければならぬと主張したことはない。当方が主張したのは、民事裁判開始以前の時点で、前項aの事実が主張されたと言うことである。

つまり、奈良地方裁判所の準備書面作成段階においては、被申立人らほどの医師の診断も知らないのである。また、裁判中においても、被害者を直接面談して診断したのは平井文雄氏と吉岡隆一氏であるが、両者とも被害者が病気のために嘘を言っているとか、虚言癖があるとは診断していない。平井氏は被害者の主治医であり、吉岡氏は原告、被告両者の鑑定依頼により選ばれた医師である。この2名は被害者の虚言癖を否定している。したがって、医師の診断があったからこそ、被害者の想像によるでっち上げだという主張は通らないのである。一方、原田文雄司祭側つまり被申立人らは、他の医師の意見書を何度も提出しているが、本人を診てもいない医師が勝手に被害者の精神状態を論評するのはおかしい。本人を診ていないのであるから当然、診断書等が作成できるはずもない。被害者を診断していない医師の推論を元に被害者を誹謗中傷しようとする態度があったことを重ねて主張する。

原田文雄の過去の行為については、医師の診断よりも、謝罪手紙の方がはるかに説得力のある証拠であるのだから、医師の診断があっても無くても、被申立人にとって原田文雄の罪状は明白であった。従って、被申立人は事実を知りながら悪意をもって被害者を中傷したのである。

原田文雄と被申立人らは、裁判において事実を知りながら、被害者を虚言癖と主張した。

平成14年5月4日、被申立人より、虚言癖の疑いを含む鑑定の申出が提出された。

平成14年5月9日、本人の陳述に、原田側に虚言癖と言われて鑑定するよう要求されたとある。

平成15年7月29日、吉岡隆一氏による鑑定結果が提出された。虚言癖は確認できない。

原田文雄と被申立人らは、謝罪手紙により、児童虐待の事実を知っていたのだから、

「被害者は虚言癖ではないか違うなら証明して見せろ」というのは人格攻撃であり、中傷に当たる。

3、時効に関する判断に誤りがある。

被申立人は裁判において、原田文雄の虚偽の主張の提出に同意した。

被申立人の行為は最高裁判決の決定に有効に働くことを意図したものであり、各種主張の提出の時期に関わらず、被申立人の行為は勝訴を目指した行為であるから、虚偽や中傷の主張を撤回しない限り、最高裁判決まで有効であった。従って、最高裁判決の日を時効の起算点とした。

以上